

社会福祉法人深川市社会福祉協議会 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人深川市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第12条第1項第3号及び第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程における役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 会長がその職務を遂行するため、年間報酬として12万円を支給する。

(役員及び評議員等の費用弁償)

第4条 常務理事を除く役員、評議員及び各種委員会委員がその職務を遂行するため、市内において本会用務で会議、研修会等に参加したとき又は各種相談員がその相談業務等に従事したときの費用弁償として、深川市社会福祉協議会旅費実費弁償支給規則に基づき日当及び車賃を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、本会定款第12条第1項第3号及び第25条の規定に基づき、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。ただし、平成29年5月末日までの会長、副会長の報酬は、従前の規程を適用し支給する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。